

輸入木材検査要綱の一部を次のように改正する。

1. 第1から第24まで (見出しを含む。) 並びに別添2、別記様式2及び別記様式4中「あよひ」を「ふか」に、「すは」を「又は」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に、「附記」を「付記」に、「行なふた」を「行った」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に、「さらに」を「更に」に、「附着」を「付着」に改める。
2. 第1第2項中「(角材及び板材であつて横皮のないものを除く。)」を削る。
3. 第2第1項中「規則第6条第2項第3号」を「規則第6条第2項第2号」に、「(支所及び出張所を含む。以下同じ。)」を「(植物防疫所、支所及び出張所を含む。以下同じ。)」に改め、同第4項中「規則第6条第2項第3号」を「規則第6条第2項第2号」に改める。
4. 第4中「第2項第3号」を「第2項第2号」に改める。
5. 第12の番号列記以外の部分中「第2項第3号」を「第2項第2号」に、「(支所又は出張所を含む。)」を「(植物防疫事務所、支所、支所長及び出張所長を含む。以下第15及び第24を除いて同じ。)」に改める。
6. 第15中「第2項第3号」を「第2項第2号」に改め、「植物防疫所長」の次に「(植物防疫事務所長を含む。第24において同じ。)」を加える。
7. 第16第1項中「(支所長又は出張所長を含む。)」を削る。
8. 第24中「規則第6条第2項第3号」を「規則第6条第2項第2号」に、「農政局長」を「農畜園芸局長」に改める。

9. 別表1の表を次のように改める。

別表1 (第2関係) 木材の輸入物 港に担当植物防疫所

増則第6条第2項第2号 植物防疫所	輸入木材の検査を担当する 植物防疫所	所在地
稚 内	横濱植物防疫所留置出張所	留置市留置町25日4-7-1
紋 別	横濱植物防疫所札幌支所	札幌市豊平区羊ヶ丘1
網 走	横濱植物防疫所札幌支所釧路出張所	釧路市南浜町5-9
能 代	横濱植物防疫所新潟支所秋田出張所	秋田市寺沢西1-7-35 秋田港湾合同庁管内
柏 崎	横濱植物防疫所新潟支所	新潟市高島1-5-4 新潟港湾合同庁管内
木更 津	横濱植物防疫所東京支所千葉出張所	千葉市出洲港19-2
守 原	神戸植物防疫所広島支所宇道出張所	広島市基次町27-13 広島地方合同庁管内
徳山下 松	神戸植物防疫所広島支所平生出張所	熊毛郡平生町曾根 209-3
三田 中岡	神戸植物防疫所広島支所芸園出張所	岩国市新港町3-9-57 岩国港湾合同庁管内
小 口		
萩		
北 見	神戸植物防疫所坂出支所	坂出市入船町 1-6-105 (出帆港合同庁管内)
伊予三 島	神戸植物防疫所松山支所新居町出張所	新居町新居町2-7-55 新居町合同庁管内
宇和 島	神戸植物防疫所坂出支所松山出張所	松山市海岸通 松山港湾合同庁管内
永 湊	門司植物防疫所豊後島支所八代出張所	八代市湊町109 八代港湾合同庁管内
油 津	門司植物防疫所豊後島支所細島出張所	日向市大字細島字地蔵町 667-52
運 天	那覇植物防疫所那覇支所	那覇市西2-3-10 GSEIL内

10. 別表2の表の部分以外の部分中「別表2」を「別表2(第14関係)」に改める。
11. 別記様式1の記の部分以外の部分中「別記様式1」を「別記様式1(第10関係)」に改める。
12. 別記様式2の記の部分以外の部分中「別記様式2」を「別記様式2(第11関係)」に改める。
13. 別記様式3の記の部分以外の部分中「別記様式3」を「別記様式3(第11関係)」に改める。
14. 別記様式4の記の部分以外の部分中「別記様式4」を「別記様式4(第18関係)」に改める。
15. 別記様式5(イ)中「別記様式5(イ)」を「別記様式5(イ)(第21関係)」に改める。
16. 別記様式5(ロ)中「別記様式5(ロ)」を「別記様式5(ロ)(第21関係)」に改める。